

秘密情報会則

本協会及び会員である全ての個人および団体は、以下の条項に基づき、秘密情報の保護と秘密保持に努めなければならない。

1. 本協会及び会員は、本協会および会員が提供する機密情報について、第三者に対して提供することを一切禁止する。

2. 「秘密情報」とは、本協会の活動を通じ、本協会および会員が情報を開示した側（以下「開示当事者」という。）から相手方（以下「受領当事者」という。）に対して開示される次の情報をいう。

(1) 書面その他の記録媒体（以下「書面等」という。）に記録された情報のうち開示の際に秘密である旨が明示されたもの。

(2) 口頭で開示され、または開示当事者の現場訪問時に聴聞、目視等により知得された情報のうち開示当事者が開示の際に秘密である旨を告げ、かつ、開示後14日以内に書面等で要約の上、秘密と指定されたもの。

3. 秘密情報の秘密保持義務の期間は、開示当事者が明示しない限り、1年間を上限とする。

4. 本会則の制約は、既知の情報には適用されない。既知の情報とは、一般に公知であるか、受領者が既に合法的に保有していた情報を指す。

5. 本協会及び会員は、自身が知り得た秘密情報を、自己または第三者の利益のために不正に利用することを禁止する。知り得た秘密情報を自社の利益に利用することも禁止する。

6. 秘密情報の取り扱いに関しては、機密情報の提供者から別途指示される場合がある。本協会および会員は、当該指示に従うものとする。

7. 本会則に会員が違反した場合、本協会および秘密情報の提供者は必要な措置を講じることができ、本協会は当該会員の会員資格を停止または解除することができる。

8. 本会則は、本協会と会員との関係において存続し、会員が本協会を退会または除名された場合でも、その効力は継続する。

附則

この会則は、入会と同時に有効となる。

以上